

鯖江・丹生消防組合補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鯖江・丹生消防組合補助金等交付規則（昭和56年鯖江・丹生消防組合規則第4号）の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(補助金等の名称等)

第2条 補助金等の名称、交付の目的、補助事業者、補助事業の経費の範囲、補助金等の交付額および補助率、補助対象経費は、別表1、2のとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱施行の日以後に交付決定がなされる補助金等について適用し、同日前に交付決定があった補助金等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。